



2024年4月17日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 代表取締役社長COO 石井 敬太
(コード番号 8001 プライム市場)
問合せ先 IR部長 原田 和典
(TEL. 03-3497-7295)

新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年度より導入している業績連動型株式報酬制度（以下「旧制度」という。）の信託を活用した枠組みを維持しながら、新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を2024年度より導入することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。旧制度と本制度の主な相違点は、予め役位毎の基準ポイントを定めた点であります。また、本制度でも旧制度の信託を活用した枠組みを維持するため、信託内の残余財産及び株式は本制度に継承されるものとします。

なお、本制度については、2024年6月21日に開催予定の第100回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議し、また、信託金の上限は、本株主総会の承認決議を得た上で、旧制度についても直近の2事業年度（2023年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度）に遡って適用することを予定しています。

記

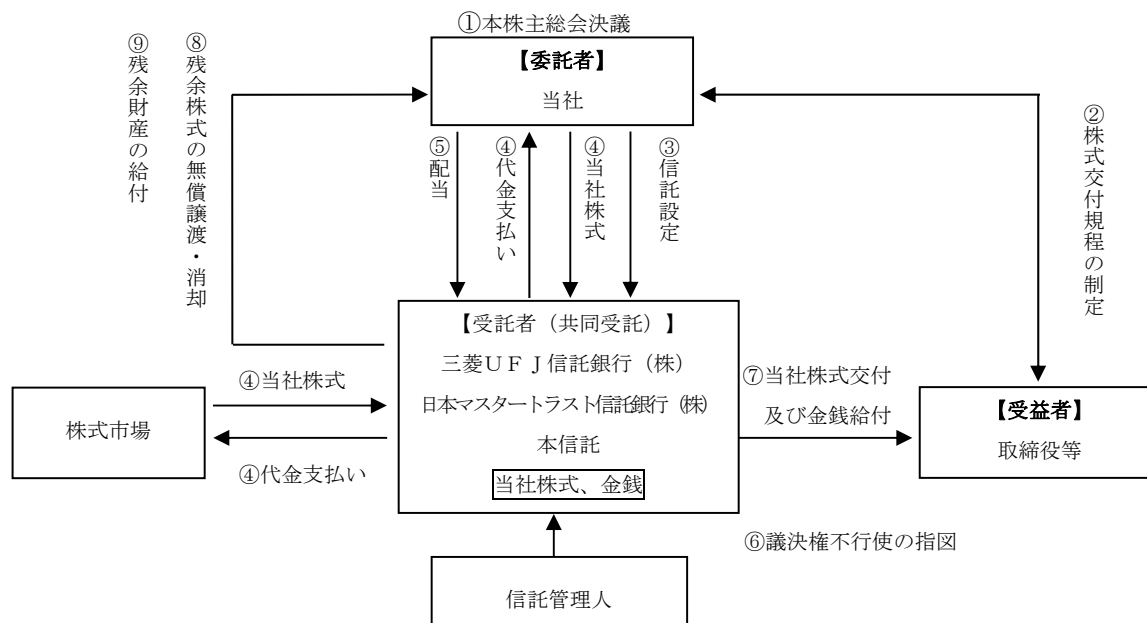
1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役、執行役員及び上席執行理事（社外取締役及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を更に高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、新たな業績連動型株式報酬制度を導入いたします（注1）。

(注1) 本信託は旧制度の信託を活用した枠組みを維持しており、今回、追加信託を行うことにより、新たな信託として本信託を設定すると共に、信託期間の変更等の信託内容の変更を行うものです。

- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 業績連動型株式報酬制度として、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。当社は、取締役等の退任後（当該取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に、B I P信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて当社株式から生じる配当と共に交付又は給付（以下「交付等」という。）します。
- (4) 当社は、本制度の実施のために設定したB I P信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定、又は、信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

2. 本制度の概要



- ① 当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①における本株主総会の決議により承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場又は当社から取得します（原則、株式市場から取得するものとします）。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株式数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領し、あわせて本信託内の当社株式に関して支払われていた配当についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- ※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められる累積ポイント数（下記(3)に定める。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(1) 概要

本制度は、2025年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、毎事業年度の業績等に応じた当社株式等について取締役等の退任後に役員報酬として交付等を行う制度です。

なお、下記(4)イによる本信託の継続が行われた場合には、以降の各2事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して付与するポイントの総数その他必要な事項を決議します。

(3) 対象者（受益者要件）

取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に対する付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ① 対象期間中に取締役等として在任していること
- ② 取締役等を退任していること（注2）
- ③ 国内居住者であること
- ④ 在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者又は解任された者でないこと
- ⑤ 下記(5)に定める算定式によって累積ポイント数が決定されていること
- ⑥ その他業績連動型報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（注2） 下記(4)ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

2024年8月（予定）から2026年8月（予定）までの約2年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、更に2年間本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。但し、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、前年7月1日から同年6月末日（以下「支給対象期間」という。）まで取締役等として在任した者（但し、同年3月末日より前に取締役等を退任した者を除く。）を対象として、支給対象期間の職務執行の対価として、同年3月31日で終了した事業年度における業績及び当該支給対象期間における在任月数に応じてポイントが付与されます。

取締役に対して毎年6月に付与されるポイント

＝役位毎の基準ポイント×業績によるポイント算出率×{(支給対象期間内の在任月数(1月未満切り上げ))÷12}(小数点以下の端数は切り捨て)

	役位	基準ポイント
取締役	取締役会長	31,900
	取締役社長	23,900
	取締役副社長執行役員	16,000
	取締役専務執行役員	12,800
	取締役常務執行役員	9,600
	取締役執行役員	7,000

取締役等の退任後に、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数(換価処分の対象となる株式数を含む)を調整します。

(6) 当社の取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす取締役等が退任後(死亡時を除く。)に上記(5)に基づき算出される累積ポイント数の一定割合に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、本株主総会の承認決議を得た株式取得資金及び付与ポイント総数の範囲内で、株式市場又は当社からの取得を予定しています(原則、株式市場から取得するものとします)。

(8) クローバック条項

取締役等に職務の重大な違反又は社内規程の重大な違反が判明した場合や、責任処分に相当する重大な非違行為等を理由として懲戒解雇、辞任又は解任された場合に、当社は、当該取締役等に対し、本制度における交付済み株式数(換価処分した株式数を含む)に返還を通知した日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得た額につき、賠償を求めることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、配当基準日における取締役等の累積ポイント数に応じて、1ポイントあたり1株の

配当額に相当する金額を留保し、上記(6)により交付等が行われる当社株式等と共に取締役等に給付されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合には、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了させる場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2024年8月3日 |
| ⑧信託の期間 | 2024年8月3日～2026年8月31日 |
| ⑨議決権行使 | 行使しない |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪信託金の上限 | 50億円(予定)（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑫株式の取得日 | 2024年8月9日（予定）～2024年8月31日（予定） |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場又は当社より取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上